別表六（二十六）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の３第３項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「翌期繰越額 (7)−(8) (9)」の欄の外書には、所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の13第１項から第５項まで（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に、別表六(六)付表「2」の各欄の金額を記載すること。この場合において、「計」の欄の記載に当たつては、当該金額を含めて計算すること。

別表六(二十)の表中

基準雇用者数 (別表六(二十)付表「5の①」) (マイナスの場合は0)
地方事業所基準雇用者数 (別表六(二十)付表「5の②」) (マイナスの場合は0)

を

基準雇用者数 (別表六(二十四)付表一「5の①」) (マイナスの場合は0)
地方事業所基準雇用者数 (別表六(二十四)付表一「5の②」) (マイナスの場合は0)

に、

当期の開始の日の前日における雇用者
(別表六(二十)付表「3の①」−「4の①

の数)

を

当期の開始の日の前日における雇用者の数 (別表六(二十四)付表一「3の①」−「4の①」)

に、

給与等支給額 (別表六(二十)付表「16」)
比較給与等支給額 (別表六(二十)付表「24」)
特定新規雇用者基礎数 ((3)と別表六(二十)付表「6」のうち少ない数)
対象移転型特定新規雇用者数 ((9)と別表六(二十)付表「7」のうち少ない数)
対象非特定新規雇用者数及び非新規基準雇用者数の合計 (別表六(二十)付表「10」＋「12」)
対象移転型非特定新規雇用者数及び対象移転型非新規基準雇用者数の合計 (別表六(二十)付表「11」＋「13」)

を

給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「16」)
比較給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「24」)
特定新規雇用者基礎数 ((3)と別表六(二十四)付表一「6」のうち少ない数)
対象移転型特定新規雇用者数 ((9)と別表六(二十四)付表一「7」のうち少ない数)
対象非特定新規雇用者数及び非新規基準雇用者数の合計 (別表六(二十四)付表一「10」＋「12」)
対象移転型非特定新規雇用者数及び対象移転型非新規基準雇用者数の合計 (別表六(二十四)付表一「11」＋「13」)

に、

特 (
対 (
非
対